

雲南市告示第237号

雲南市建築計画概要書等閲覧規程

(趣旨)

第1条 この告示は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、建築計画概要書、処分等概要書、全体計画概要書、指定道路台帳及び指定道路調書（以下「概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 概要書等を閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、建築担当課に設置する。

(閲覧時間)

第3条 概要書等の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

(臨時休日等)

第5条 市長は、概要書等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合において、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第6条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込み簿に住所、氏名その他必要な事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

(概要書等の持出禁止)

第7条 概要書等は、閲覧所以外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この告示に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

(3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。